

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、咲新興業株式会社発行の「給油・洗車プリペイドカード」、「洗車プリペイドカード」、「給油・洗車チャージ式プリペイドカード」につきましては、令和7年12月31日（水）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。未使用残高のある「給油・洗車プリペイドカード」、「洗車プリペイドカード」、「給油・洗車チャージ式プリペイドカード」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻しの申出期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

①ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

- ・給油・洗車プリペイドカード 5,000円／10,000円／20,000円
- ・洗車プリペイドカード 3,000円／6,000円／12,000円
- ・給油・洗車チャージ式プリペイドカード

②ご利用終了日

令和7年12月31日（水）

③払戻しの申出期間

令和8年1月5日（月）～令和8年3月31日（火）

受付時間は、午前10時～午後7時まで

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

④申出及び払戻しの方法

咲新興業株式会社 花田インターSSに未使用もしくは残高が確認出来る「給油・洗車プリペイドカード」、「洗車プリペイドカード」又は「給油・洗車チャージ式プリペイドカード」を持参してください。

確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

※持参できない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を咲新興業株式会社までお電話にてご連絡下さい。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「給油・洗車プリペイドカード払戻申請書」を郵送いたします。

必要事項をご記入いただき、返信用封筒にプリペイドカードを同封のうえ、返信してください。

返信された払戻申請書記載内容とプリペイドカードを確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します）。

なお、郵送での申出の場合は、払戻しの申出期間の最終日の消印までが有効となります。

また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

⑤お問い合わせ先

咲新興業株式会社

〒672-8057 兵庫県姫路市飾磨区恵美酒147番地

電話 079-233-0615

